



第34号  
62.1.1



発行所  
山口市駅通り2丁目9番15号  
山口県土地家屋調査士会  
TEL 山口 22-5975  
発行者  
会長 三好 敏夫  
印 刷 所  
山口市旭通り1丁目1の6  
桜プリント企業組合  
TEL 山口 22-1712

目次

◦新年のごあいさつ	山口地方法務局長 村井 昭三	… 2
◦年頭にあたり	会長 三好 敏夫	… 3
	副会長 西山 雅敏	… 3
◦公団法人三年目を迎えて	公団協会理事長 乗川 良介	… 4
◦中国ブロック協議会開催される		… 5
◦表彰おめでとう		… 6
◦歴史に探る境界争い(2) 「善和をめぐる一騒動」	下関支部 前田 博司	… 7
◦分筆による測量と測量による分筆	岩国支部 浦井 義明	… 8
◦史跡探訪		… 10
◦会報やまぐちに想う	副会長 新本 清人	… 12
◦事務局だより		… 13



山口県土地家屋調査士会

## 新年のごあいさつ

山口地方法務局長 村井昭三

し上げるまでもなく、皆様方の自主性の強化、自主的な業務の進歩改善、質の向上による土地家屋調査士制度の一層の充実発展を図ることにあるのであります。今後における立派な運用をお祈りいたします。

明けましておめでとうございます。会員の皆様には、御家族おそろいでお元気に新しい年を迎えたことと存じます。

昨年もここ数年来の厳しい経済情勢の下に経過いたしましたが、法務局の所掌業務は依然として量的に高水準にあり、質的にも複雑・困難度を加えて参りました。それにもかかわらず、おかげ様でおむね円滑に事務処理を遂行することができました。これもひとえに皆様方の御支援、御協力のたまものでありまして、新年に当たりまして改めて厚くお礼申し上げます。

さて、昨年の特筆すべき出来事として土地家屋調査士登録事務の移譲があります。皆様方が先刻御承知のとおり、

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（昭和六〇年法律第八六号）中の司法書士及び土地家屋調査士の登録に関する規定並びに司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令（昭和六〇年法務省令第五二号）が昨年六月一日から施行されたことに伴い、土地家屋調査士としての皆様方の資格を公証する唯一の帳簿であります土地家屋調査士名簿が、当局から山口県土地家屋調査士会を経由して日本土地家屋調査士会連合会に引き継がれました。引継ぎに先立ちまして、約二週間に及ぶ名簿整序作業が行われ二七六名の方々の登載名簿の引渡しが完了しました。

登録事務移譲の目的は、これまた申



# 年頭にあたり



会長 三好 敏夫

新年おめでとう御座ります。

世成の時代が続いております。

各企業、各業界ともアドバイス

を駆使して生産力を計りておりま

す。 調査士の制度と不動産登記法を

私が業界も先導議見が取られたこと

が、業界に云々と乗かっている

ことが許されなくなりました。

不動産の表示にかかる規制の

種類の明確化をはかることが調査

士の職責として、その実績を期待

されています。

田代が不動産登記制度を正

確に理解した時は、不正・錯誤・

過失がなくなり、安心して権利を

保有する事が出来るから、田代

の財産が不動産に代って来る

と思います。

田代の元年となるであろう、

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。 それは不動産登記のコン

ピューター化に関連する土地の表

示登記に係る問題です。

調査士なら誰れでもがお気付き

の事だと思いますが、土地の登記簿

の整理部に複数回を記載出来ない

かという事です。

法務省では十七条地図を適用す

べくその作業を進めて居られます。

これを基に始め第一との土地登記簿の表記部に國家原稿を記載す

ることにより土地の表記を明確に

するとの不動産登記行政が時代

のニーズなどえられるようす。

この事は十七条地図に指定された

地図の維持管理の現状をみまし

た時に想いたつたのです。せつ

く十七条地図に指定された地図

もすでに分離図としての役割しか

来るない現実に目撃をされますと

早急にこの作業に着手する必要があ

るのではないか、との様に

思えます。

それは法務省で設置した地図管理

している地図課私務課の土地登記

について実施してみては如何であ

らうか。

この実際の作業方法等この一年

合意共々研究してみたい、と既に

進しました。

昭和六二年の春は大きく一歩

良い歩でありますよう祈念し終ひ

のじあいきつと言します。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。 田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

ます。

田代の一年の御精進を祈り致し

公団法人二年目を迎えて

山口縣公共地權登記土地家屋調查士協会

相模守の文書



うれ、会員各位におかれましては  
御前でかな愛分を御賜されたこと  
とお詫び申し上げます。

化し、併せて日本の經濟界も内に作る経済不安を撲滅し、國社の経済活動も大きな不足と推進力の低下を覺えているところであります。これには群い我々の本腰を乞りますが、狀況も、かつての日本列島改修案に見られる如き、活潑な動きもなく、事件數も日々減退して、ところであります。

山口会でも出人化を終る二年目に入ったのであります。初年度は約半年間で、設立から波瀾万丈のもの、いわばオレオリーフ開拓として終始いたしました。

曲いて申げば、自民が翠山口財團の友安團体に加盟し、自民官僚連の助言、協力をもとに翠山にて働くこととなりました。元住官房への直接通りが非常にスムーズとなうことあります。

二年目に入り、平井龍山・原田重義より推薦をいただき、岡田富男専務理事を経え、本来の業務に取組んで、早や半年が過ぎました。この間、山口県を中心とした会の主導権明確に翠山の発注依頼にと、

の如く、一昨年・民法法人として  
全国一齊に五〇箇所の公共施設を  
記念地主座調査士協会が充足を見  
たものであり会員の皆様と共に  
御可慶に存じます。

東井西をして参りましたが、実相手は必ずしも思うにまかせないとこころであります。然しながら、郡役所を始め、各市町村の受注機関におかれでは、協会への御理解度が増し、初期の目的が達成されつゝあり、受注率は上っていないことは事実であるも、私は受注が最終目的とは言え、受注の質子のそれが実績とは思っていません。

解決すべき問題が山積されているのであり、これを上手に處理して行かなければならぬのであります。

公職登記の歴史は今に始まるばかりで、ものではなく、長い間、三かの主で消化されて来たもので、今この業務の実現は適切ではありますけれども、これが種取り作業を開始したのでありますから、権政にされる前も眞理院に所を對照を考えているのが実情であり、法が世間にされたから、国会が設立されたからと云つても、實に議會に業務が発注されるものではないからであります。

この様なことから私は前項のとく初期の目的が達成されつゝあると申しただけであります。午後二時半位には、各官房は各自より、各官房で指揮された職員のとの問題、御墨書き者との業務区分の問題等、多くの

解説すべき箇所が山積まれてゐるのであり、これを上手に處理して行かなければならぬのであります。

## 中国ブロック協議会 第29回 総会開催

とき 昭和61年10月24日(金)～25日(土)

ところ とっとり共済会館

います。  
又市町村においても開発活性化を  
見るところとなり、山口市において  
は、市町村開発の処理を翌年度  
計画で実施いたわき、今年度から  
着手し、福山市に於ても市町村開  
発、全田開発の約束をいただい  
たところであります。またその成果  
も実現化してあります。

ここで社員各位に仰かれでは、  
更に総会の社員としての所感意識  
を再認識され、役員をかせてなく  
積極的に着用開発の意義を計られ  
業績の拡大を進めて頂きたいと存  
するものであります。

田舎の分割延滞化に伴う事件も  
日々報道発生されるものと思われ  
ますし、中田原野の開拓の市町  
の拡大と、総合の育成は開拓の力  
を完分に活用され、各社の業務  
を実現して頂き、開拓能力のある  
事業者を育成し、もって開拓の向土

ブリーフを含め組員七十一名の  
出席がありました。  
福山市長からも会長、副会長三  
名その他の七名の十一名が出席いた  
しました。  
初日の二十四日は十三時より受  
付が開始され十四時半に開会、十七  
時半まで講習の実施、正午は休憩  
後実施、中国ブロック協議会開  
幕式が行われ、十八時三十分より  
懇親会が行なわれた。

二日目は八時三十分より会議が  
再開されまして開講事項の説明が  
熱心にされ十二時半二日間に亘る

第二十九回土支某社開会中  
国ブロック協議会定例総会が十月  
二十四日(金)、二十五日(土)  
の二日間に亘り、今年は鳥取市に  
於いて開催されました。

開会には正鳥取市長をはじめ  
多額の来賓者および構成員、オ



る中出プロック協議会の幕は閉じられました。

本年度各単位会から出された総議事録は次のとおりであり、中でも特に熱心に協議されたのは調査士個人のPRの態度についてでした。

## (山口会)

- 1・四月一日「公示登記の日」「の無料相談の見直しについて
- 2・調査士個人のPRの態度について

## (山口会)

- 1・相談回数の算定について

登記事件の処理にあたり、十九条を既にあり法務局に別して、その書類方を改選する。

又、中国ブロック協議会の調査士、山口会では次の方々が表彰を受けられましたのでここに紹介いたしますとともに心よりお祝い申します。

## 広島法務局長表彰



下関支那

山田 道 天 会員

明治四十二年六月十一日生  
昭和二十六年八月十日入会

萩原文郎  
岩本 一介萩原文郎  
井尻富士六会員

## 中国ブロック協議会会長表彰

沼田 支那  
一介会員山口支那  
萩原 文郎

## 歴史に探る境界争い (二)

### 「善和」をめぐる一騒動

下関支部 前田博司

周防と長門の両国の中にも、境

界不明の場所があった。長門国厚狭郡車地村の奥の、周防國吉敷郡の井関・岐波両村と接するあたりは、古くからその境界が明らかでなく、永い間、厚狭郡を管轄する船木宰判と、吉敷郡を管轄する小郡宰判との間で「論地」となって争論となっている土地を称したもので、この地は、長門・周防のどちらにも所属できないままに放置されていたが、享保十一年(一七二六)に、ここを争論の地であるからといって、いつまでも空しく荒らしておるのは無益な事であるとして、一応境界の確定は保留したままで、まず開墾を行なわせ、次いでその耕作地を二つに分けて、小郡・船木両宰判の農民に分配して耕作させることとした。それより岐波開墾・井関開墾・船木

間地などの名が生じた、とある。

このように、今後双方からたしかな証拠などが出してくれば、その範囲には如何よりも境界決定の方法をしよう、という暫定的な取り決めによって、「間地」地区の開墾が進められていったことが、結局は、後年に至って、境界紛争を再燃させる結果を招いた。

文久年間(一八六一~一八六四)に、吉敷郡の井関・岐波両村民が隊伍を組み、この地域の二、三ヶ所に乱入し、樹木の伐採を強行したために争論となり、ついには農民同士の乱闘事件にまで発展するに至った。そのため、藩庁では、藩吏を派遣して古地図などをもとに実測した結果、慶応三年(一八六七年)二月に、「歯榮越山より焼野ヶ辻・二ツ土手、北の尾山、柿の木山、青嶽山、石黒山、手明日山、大日西畔山何れも横尾伝い、

水流れ、東は周防國、西は長門国に相違これ無きに付き、間地の名稱し止め、車地村一統に仰せ付けられ、田畠の権は船木宰判に仰せ付けられ候こと」の達し書を下して、国境を確定した。

しかし、その後もなお、争論があいついたために、慶応四年(一八六八)四月十三日に、藩庁はついに、この地の総石高二百八十石の区域を独立させて、地名を村人か「善和」と命名し、この一村だけで「善和」と命名し、この一村だけで「善和宰判」という行政区画を設け、その争論をようやく鎮静化させることができた。

明治四年の廢藩置県に際しては、一旦美称郡の所轄としたが、同十二年に厚狭郡に移管した。明治二十二年の町村制の実施とともに、十二年の町村制の実施とともに、車地村・山中村・瓜生野村・木田村などとあわせて二俣新村となり、やがては、その境界の彼我の妥協の途がはかられ、それが、将来における紛争の再燃をもたらすといつた結果となることが多い。

ともあれ、こうした人為の境界問題は、恐るべきものである。

確定の箇所は、防長全域にわたって存在したもののように、藩制期における防長両国の大誌として知られる「地下上申」や「風土注進案」の隨所に、こうした「論地」の記載が見える。

双方の集落が、それぞれ、間の空閑地を蚕食してゆくうちに、やがてその境界を争う結果となるのは、至極当然の理であった。こうした境界争いの地は、その間隙が比較的に狭小な場合には、朝鮮半島における休戦ラインのよう、双方不入の地として、放置しておけるのだが、それが広域に亘る場合には、えてして、この「善和」地区のように、境界問題の解決はとりあえず棚上げとして、現実的な妥協の途がはかられ、それが、将来における紛争の再燃をもたらすといつた結果となることが多い。

ともあれ、こうした人為の境界が、やがては、その境界の彼我の住民間にも、強烈な精神的な障壁を築きあげてゆく。古今を問わず、境界問題は、恐るべきものである。



## 分筆による測量と 測量による分筆

岩田支局 通 義 明

「私の土地の分筆をして頂きたいんですけど、お手伝いできらでしょくか」

「はいちょっとお待ちください。貴方の口頭の土地は五角形ですね。この五角形の各点について、昨日、法務省登記部数値地図課で照合し調べた結果知りありますのでその辺地図でお話しを進めることにしましょう。」

「先ず、どのように分筆するのですか。」

「ちょうどまん中のこの辺りに、ここは平行に等高線になるように分筆して離さたい。」

「分かりました。それでは今から計算しますのでちょっとお待ち下さい。すぐにできます。……」

この辺に計算した結果で分筆登記の申請をしたいと思います。ことに委任状と計画図がありますので、そこに押印して下さい。今日の午後にでも申込であると思います。なおこの計算した図面の数値は誰か必要がある時はお申付け下さい。測量を行なうまでの間

本年度から、分筆登記手続きが次のように変更されました。土地家屋調査士が、法務省登記部地図課で得た測量点座標値（本年度、測量実施での主たる境界点の座標による座標化が三丁目でした）に基づいて、どの辺をどのように分割するのか計算した計算図（申請書類による座標地図算出書）をそこに提出します。そして

登記簿でその座標地図の確認と測量を受けた計算図（以前の地図帳図に沿わるもの）を添付して、登記所に持てて分筆登記申請を行なうようになりました。ですから、明日の午後でもいい場合は手続きは完了すると聞いています。

ただ、これは分筆登記という種類の手続行為が完了したのみだ

と、現実にその分筆点がどこにあるかは、後段「現地に於いて基準点を使用して復元測量」という作業をしなければならない。毎年までも、今年からは分筆登記に添づく

復元測量が私達土地家屋調査士の大学の義務になるかと思ひます

。「分筆登記と言ふのはそんな簡単なものですか。お過されは、隣の人との境界を確認して、同日もかけ、土地家屋調査士の方も何回も現地に来られ、場合によっては一ヶ月以上かかると言つては、「か月以上かかる」と言うことがありましたが、そんなに簡単に出来るようになつたのですか？」

「ええ、本来分筆登記といふのはこのようにするものだと私はかねがね思つていました。以前のような地理的仕方は、問題つていて思ひます。基本的な問題は測量の境界である測量点と現実の境界を同一位置にしたところにあると想います。」

「しかし、この様になると、何年か前にみられたような、現地と地図上の位置的誤差が相当相違する所謂「地図面と区城」が生じる恐れがあるのでないでしょうか。その点が心配ですね。」

「いや心配いりません。各境界点というものを國家において地図

の座標値による計算は、Aという人が取り扱おうが、Bという人が基づいて計算しますので、誰がやっても同じ結果ができます。しかし、その境界点が現地に於いてどこになるか、ということは土地家屋調査士または測量担当者の技術的、能力的差異で現地に於いて相違が生じることもあります。

又、その現地に於ける点については隣地間で紛争、もめることがあるかも知れません、しかし先程申しましたように国家は、境界点の座標値という数値計算に基づいて登記手続きをするのみで、其現地における境界点がどこになるか、そこに実際に杭や構造物があるかどうか、あるいは個人間の境界と言ふものに付いては、一切関知、タッチしません。お互に争いがある場合内であれば、その範囲内で勝手に争えば良いのです。ただその前提として、十七条地図の基本的使命である現地復元性の維持のためあります。

めの、基準点の充分なる設置、整備と筆界点の数値情報化はいうまでもありませんが、今回の貴方の分筆登記手続は、百番という筆の分割点を既存の筆界点の座標値をもとにして求めましたが、逆に、ブロック、水路、道路等の構造物で現地を区画し、その区画で分割する場合には、まず先に測量をしなければなりません。この測量は当然、先程の整備された基準点に基づいてその構造物等の座標値を求め、さらに既知の筆界点との交点計算で、その分割点の座標値を求めて、その座標値が法務省数値情報課に提出する分割点であり、分筆登記後の不変な筆界点になります。以後、水路を付替えようが道路を付替えようが、その筆界点は1mmたりと変わりません。また現地に於ける筆界点を知りたかったらそれを復元測量すればいいのです。

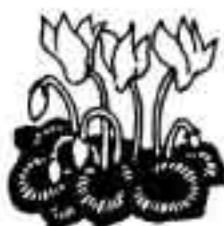
このようにすると、以前のように分筆する部分の一方の求積のみではなく双方の求積が簡単にできる本の原則に戻ります。

申し述べましたけれど、百番の

ああ若干の数字上の誤差がありますけれど、これは既存の筆界点〇mは登記簿上の面積一〇〇・二点を結ぶ直線上の計算の丸め処理の問題です。今まで測量上の誤差の規定で考えておりましたが、今は計算上の誤差の規定を設けたが、逆に、ブロック、水路、道路等の構造物で現地を区画し、その区画で分割する場合には、まず先に測量をしなければなりません。この測量は当然、先程の整備された基準点に基づいてその構造物等の座標値を求め、さらに既知の筆界点との交点計算で、その分割点の座標値を求めて、その座標値が法務省数値情報課に提出する分割点であり、分筆登記後の不変な筆界点になります。以後、水路を付替えようが道路を付替えようが、その筆界点は1mmたりと変わりません。また現地に於ける筆界点を知りたかったらそれを復元測量すればいいのです。

土地家屋調査士の業務の一つである分筆申請行為はコンピュータ化され、もう一つの測量業務は①新たな筆界点を現地の基準点による測量から求める②新たな筆界点を計算で求めその点を現地に復元するというふうに要約されました。名前を代えれば土地筆界点復元士とふうになつて来つてしまます。

年計報告は提出されましたか。1月末までに提出しましょう。



# 探訪



飛龍八幡 大王杉

建妙院  
海興院建立

龍文寺山門



龍文寺

西野神社の古刹で、吉井山と号し、今から約五〇年前、永享二年（一四三〇）春日城主朝倉氏が吉井寺として建立したもので、明治維新まで領主の扶侍であった。山門、山庭、西海三面を代表する一帯の島が残つてゐる。

相手となりました伊藤源助（イリエ・ヨンジ）、が主る十一月九日、且つ猪山地区開拓ということで実施されました。今回は五十六名という多數の御用意を以て、バスも調査になるなどして大変盛大に行われました。

御存知のように猪山市は樹木で街を燃がれ、史跡のはとんどを消失しておりますが、それでもなお、街頭碑にはいくつかの史跡が残存しております。その中から猪山中学校長の猪井秀氏の解説のもとに次のところを見学いたしました。

# 史跡



大津島行き船中にて

中世の頃、野上賀良が、田邊の領主となつてからは「野上の庄」(野上山)と云われるようになつた。その野上氏が滅ぼんでもち移住がこの地の領主となり大内氏に代々仕えた。

延治元年(一五五七)から天正十七年(一五六九)まで領主であった杉元相が建立した。

## 曹洞宗興元寺

回天記念館前にて  
記念撮影

見学風景

# 会報やまぐちに想う

新 本 清 人

会報やまぐちは創刊号を昭和五  
十一年四月四日に起してより船を  
重ねて昭和六十一年七月発行の第  
三十二号を発刊することが出来て  
更に三十三号の編集に余念のない  
毎日である。想  
えれば、世代の変  
遷、時の流れを  
読み、研修のよ  
き発表の場とし  
て、その内容は  
地味なれども、  
その重厚な底力  
は見る人をして  
ウン仲々いいと  
心に残るもの  
があるが、  
中には酷評する  
向もないではな  
い。

この会報、発刊以来三七四五日  
即ち十年と四分の一の期間、桐葉  
のマーク内の側の字が「山」  
しのまゝ我が山口会の会報の表紙  
にデーンと居座っていた訳である。  
想い起こせば昭和五十一年四月  
一日の創刊号以来三十二号発刊迄  
山口会会員ニヒヤクナンメイの中

会報やまぐちは創刊号を昭和五  
十一年四月四日に起してより船を  
重ねて昭和六十一年七月発行の第  
三十二号を発刊することが出来て  
更に三十三号の編集に余念のない  
毎日である。想  
えれば、世代の変  
遷、時の流れを  
読み、研修のよ  
き発表の場とし  
て、その内容は  
地味なれども、  
その重厚な底力  
は見る人をして  
ウン仲々いいと  
心に残るもの  
があるが、  
中には酷評する  
向もないではな  
い。

表紙の左上に印刷されてい  
る調査士会のマークが裏返し  
で使用されておりますので次  
号から訂正された方がいいと  
思います。

右先ずは取り急ぎ要件のみに  
て失礼いたします。  
六一・一〇・一五

札幌会

宮脇 秀男  
会報やまぐち編集委員殿

誰一人として気付かなかつたこと  
も不思議と云えはなる程 さよ  
うかも知れん。いや親切なる札幌  
会の宮脇先生どうも有難うござい  
ました。厚く御礼を申し上げます。  
我々の身の廻りにはこれに似たこ  
とが案外他にもありはしないだろ  
うか。

そんなことがある訳ないよ。ネ  
そんな馬鹿な と云う様なことが  
案外に多く誰も気付かぬまゝ こ  
となしを得ている問題が他にもあ  
りはせんだろうか。余り考え過ぎ  
るのも愚かも知れませんが。ネ  
あれやこれやと 気忙しい毎日  
の生活に追われ乍らも いよいよ  
年が進んで来た。一九八六年  
年よさようなら。

迎える新しい昭和六十二年の春に  
向って羽博こう 六十二年は実の  
ある年であれと希望つゝ。

一方、他県の土地家屋調査士  
会の先生より次の様な御指摘を受  
けた事実もある全く笑うに笑えな  
い様なこともあった。と云うのは  
次の様なことである、

又一方、他県の土地家屋調査士  
会の先生より次の様な御指摘を受  
けた事実もある全く笑うに笑えな  
い様なこともあった。と云うのは  
次の様なことである、

前略御免下さい。

貴会発行の「会報やまぐち」  
拝読しておりますが、気がつ  
いた点がありますのでご連絡  
いたします。

## 戸籍謄本等の 請求について

標記については、昨年以来

連合会統一用紙により請求す  
るよう周知徹底が図られてい  
るところですが、同用紙によ  
つて司法書士・土地家屋調  
査士が戸籍謄本等を請求でき  
るのは、あくまで、その職務  
上必要とする場合に限って認  
められるのであって、これが、  
職務外目的のために使用され  
たり、用紙が会員以外の者に  
流出して不適に使用されるこ  
とのないよう、統一用紙制定  
の趣旨をご理解のうえ、この  
用紙の使用及び保管について、  
十分留意されるようお願いし  
ます。

事務局だより

會務報告

一〇月 一日 (水)	表示登記無料相談	於會員各事務所
三日 (金)	司・調・行三士会	於會館
九日 (木)	登記部門との協議会	"
一四日 (火)	全国企画担当者会同	"
一五日 (水)	一 八日 (土)	總務部会
二二日 (水)	二 四日 (金)	三者協議会
二五日 (土)	二 五日 (土)	中國プロック協議会總会
一月 六日 (木)	一 九日 (日)	監査会
一月 六日 (木)	一 九日 (日)	德山史跡めぐり
一日 (火)	一 二日 (水)	總務部会
企画部会	一 八日 (火)	總務部会
編輯委員會	二 六日 (水)	於會館
中國プロック協議會長會	二 七日 (木)	於鳥取市
役員推せん委員会	二 九日 (土)	於廣島市

行事予定

二月	二日（火）	登記部門・県用地課との協 議会
四日（木）	理事会	
八日（木）	調査士試験合格証書授与式	於法務局
行	事	予定
一月	六日（火）	
七日（水）	合同部会・支部長会	於長門市
十三日（火）	中国ブロック会長・企画担当者会議	於岡山市
十四日（水）	三者協議会	於会館
二月	六日（金）	新入会員研修会
七日（土）		於広島市
七日（土）	全国親睦囲碁大会	於東京都
八日（日）		

## 編集後記

### 昭和61年度土地家屋調査士試験合格者名簿

氏名	生年月日	住所
角田 和芳	昭26. 1.20	大島郡橋町油良579
山崎 浩紀	〃35. 6.16	島根県益田市栄町 12-10
百田 芳文	〃23. 8.14	山口市黄金町6-32
沖瀬 宗男	〃24. 10.23	下関市生野町2-33-7
吉岡 哲哉	〃17. 1.27	山口市浅湯小路21
豊野 佳秀	〃27. 11.24	防府市大崎231-1 県営住宅大日団地 38-238
福原 臨幸	〃27. 4.10	山口市下小崎975-6
原 堅	〃22. 3.20	山口市仁保上郷2267

◎昨年は円高にはじまって円高に終わりました。我々調査士の報酬も一件あたり相当上がってきましたが、それ以上に仕事の内容が複雑多岐に亘って来ており、なおかつ仕事量も減少し、実質収入は大巾にダウンしておられます。

今年は税制面での変化もあり、多少物価が上がり、土地、建物の価格もついで購入し、我々の仕事もいがしくなると、いう初夢はいかがぞ急ります。

◎岩国支部岩倉一夫会員による「国調境界冬景色」今回も休ませていただきました。次号には是非登場していただきます。

◎前号より久々に登場いただいておりますのが下関支部の前田博士前副会長による「歴史に探る境界争い」。じっくり読んでいただくと大変たのしめます。

◎会報山口の表紙にある、調査士会のマークの中の「測」の字が逆になつておきました。以前にも一度逆になつて、それを直したことがあり、それがいつの間にか又逆になつて、いたのです。担当者としてとてもはずかしい